

○中山主査 次に、防衛省所管について審査を進めます。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川（伸）分科員 立憲民主党の宮川伸でございます。きょうはよろしくお願いたします。

まず最初に、沖縄の県民投票のことにしてお伺いしたいと思います。

県民投票の結果から、辺野古埋立反対が圧勝したわけでありますけれども、この辺野古の問題あるいは沖縄の基地の問題は日本の国防にもかかわる非常に大きな問題であります。この結果を受けて、安倍政権と沖縄県民の間に大きな溝があるということが私はあらわになったのではないかと思います。

なぜこのような大きな溝ができてしまったのかということですが、私はやはり、今の安倍政権の強権的なやり方が県民の反感を買ったのではないかというように思いますが、大臣は今回の結果をどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○岩屋国務大臣 宮川委員にお答えいたします。

今回の沖縄の県民投票の結果については、評価することは避けたいと思いますが、沖縄の皆さんの一つの民意だと私どもは受けとめなければいけないというように思っております。

今、国と沖縄の間に大きな溝ができているのではないかという御指摘ですけれども、一方で、普天間基地の危険性を除去する、ひいては普天間基地の全面返還を実現するということについては、共通の認識に立っている、そこに溝はないというふうに私ども考えております。

政府としては、沖縄における抑止力を維持しつつ、しかし、沖縄の過重な基地負担についてはこれを少しでも軽減していくという考え方から、やはり辺野古に代替施設をつくって普天間基地の全面返還をなし遂げたいという思いでこの事業を進めているところでございまして、今後とも、丁寧に説明を行って、御理解をいただきながら事業を前に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○宮川（伸）分科員 ホワイトハウスに求めて署名運動をされていたロブ・カジワラさんが、この県民投票の最中に日本に来日をされました。最初に関空から入ったわけですがけれども、関空に入ったときに入管で二時間ほど拘束を受けた、そしてそのときに、なぜ沖縄に行くのか、そしてデモに参加するのかというような趣旨のことを何度も何度も繰り返し聞かれたというように私は聞いております。

世界が注目をしていて、日本でもこの署名運動がかなり行われたということですが、そういった中で、このタイミングでこのようなことがあるのは、やはり私は、民主主義がしっかり守られているのか、そして言論の自由が守られているのか、そういうような疑問を抱かれても仕方がない、そしてそういったことが、この県民投票に関しても、県民との溝を広げている要因になっているのではないかと思います。大臣はこの件に関してはどのように受けとめられていらっしゃいますでしょうか。

○岩屋国務大臣 その報道については私も承知をしておりますが、ホワイトハウスに求める署名活動は、他国が行っている施策に関するものでございまして、御指摘のロブ・カジワラさんの入国に関しましては、まさに入管の問題でございまして、防衛省として関与したということではないことから、ちょっとお

答えることは困難であるということを御理解いただきたいと思います。

○宮川（伸）分科員 今回の県民投票、やはり私は県民との大きな溝があるということだと思いますので、法務省だとかということではなくて、防衛省としても、溝が埋まるようにしっかりやっていただければと思います。

次に、自衛隊の海外派遣についてきょうはお話ができればというように思います。

シナイ半島への自衛隊派遣のことも議論がされているようでありますが、私は、新しく自衛隊を海外に派遣する前に、やはり南スーダンのP K O派遣がどうだったのかということをしっかりと検証する必要があるというように思っています。そして、安保法制が成立をして、その後、やはり自衛隊が非常に厳しい任務を担わなければならないような状況になっている、そして、自衛隊の隊員の方々の命をどういうふうに守っていくのかということも非常に重要なテーマとしてあるので、やはりこの南スーダンの問題、きょう、限られた時間しかありませんが、どのような状況だったのかということをしりでもディスカッションをして、そして次の自衛隊海外派遣に役立てるようにできればというように思っています。

最初に、二〇一六年の七月に大規模衝突がありました、南スーダン・ジュバで。このジュバの大規模衝突がどのようなものであったのかということを変更して確認をしたいと思います。

今、大臣のお手元に、ポンチ絵のような、私がつくったものをお示しをしております。

ジュバにはP K Oの宿営地が、UNハウスとUNトンピンと二つあるわけですが、このUNトンピンの方に自衛隊は宿営していた、そして、オレンジ色のこの左の方に自衛隊の宿営地があったということでもあります。その中で、報道等で流れている中では、この近くにあるトルコビルに反政府軍が立てこもり、そして、自衛隊を挟んで反対側から政府軍が、戦車も含めて銃撃戦があったというように聞いております。そして、監視塔を銃弾が直撃し、倉庫や給水塔にも撃ち込まれ貫通していた、戦車砲の衝撃波が非常に強かったというようなことも聞いておりますが、詳細を今ここで全部確認することはできないので、ちょっと一点だけ、日本の宿営地内に複数の弾頭が発見されたということを政府は確認をしていますでしょうか。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、二〇一六年、平成二十八年でございますが、七月、南スーダン共和国のジュバにおきまして、キール大統領派と当時のマシャール第一副大統領派の一部兵士の間で大規模な衝突が発生をいたしました。その際、現地に派遣されていた自衛隊の宿営地に隣接するビルの付近においても銃撃戦が発生をいたしております。

この銃撃戦によると見られる複数の流れ弾が宿営地内で発見されたものの、現地部隊の報告によりますと、日本の宿営地を狙ったものではなく、また、隊員への被害はなかったものと承知をいたしております。

○宮川（伸）分科員 もう一つ、UNハウスの方でもかなりの戦闘があって、私の理解では、中国隊員が二名お亡くなりになり、国連要員の方も一名お亡くなりになったということですが、ちょっとこちらは時間の関係で少し省きまして、もう一つ、UNトンピン地区、自衛隊がいたところに関して、市内で戦闘が起こったことによって市民が逃げてきた。そして、この市民がP K Oの宿営地に逃げ込みたいという

ときに、ルワンダ隊がそれを受け入れた。そして、数千人の市民、私は五千人ぐらいというようなことも聞いていますが、かなりの人数の市民がこの宿営地の中に入ってきた。

この私の絵だと、この黒い棒と丸みたいなものは人間のつもりで書いたんですが、避難民が入ってきた。この避難民が、まさにこの自衛隊が宿営しているところの近くまで来るぐらいの避難民が入ってきて、その中には反政府軍の兵士がいたかもしれないというようなことも言われているというふうな理解でいます。

そういった中で、ルワンダ隊の宿営地内に砲弾が撃ち込まれて、隊長室が直撃をして、隊員あるいは避難民が大けがをした。そして、これに対してバングラデシュの隊が反撃をして、この絵に少し書いてありますが、銃撃戦が行われた。まさに、この自衛隊のいるすぐそばでこういった銃撃戦が行われたということでもあります。

ここでもう一度政府の方に質問ですけれども、国連施設に砲弾が着弾するなどの被害があり、国連側が防衛的な対応をとったということは確認をしていますでしょうか。

○長岡政府参考人 御答弁申し上げます。

二〇一六年七月に南スーダンの首都ジュバで起きた大規模な衝突による死傷者の数につきましては、南スーダン政府、国連とも総合的な数字は発表していないと承知をしておりますけれども、この衝突によって複数の死傷者が生じたことと承知をしております。

また、この衝突の際に、今御質問ございました国連のトンピン地区近辺に砲弾が着弾をし、被害が集中をしたこと、また、国連、すなわちUNMIS S Sにおいてこの衝突に際して防衛的な対応をとったということは承知をしておりますが、その詳細については公表されていないというふうに理解をしております。

○宮川(伸)分科員 今の話である程度御理解できたと思うんですが、かなり激しい状況が自衛隊のいるすぐそばで起こったということでもあります。

そこで、今度、宿営地の共同防御に関して御質問しますが、このときに、大規模衝突があったときに第十次隊がいたということではありますが、この第十次隊は、安保法制が変更された後なわけですけれども、この銃撃戦に宿営地防御ということで参加することが法的にできたかどうかということをお答えいただけますでしょうか。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八年、二〇一六年六月から十二月にかけて現地で活動をいたしました南スーダン派遣施設隊第十次要員でございますけれども、宿営地の共同防護の任務は付与されておりました。また、三月の時点で平和安全法制が施行されたわけでございますけれども、委員御案内のとおり、そのための訓練が行われていなかったということによるものでございます。

○宮川(伸)分科員 ちょっと今不明確だったんですが、もしここに加わっても法的に問題があったのかなかったのかというのは、どういう状況でしょうか。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

法律的には施行をされておりました。ただ、その部隊に対して必要な任務を与えていなかったということでございます。

○宮川（伸）分科員 次に、この後、十一次隊が派遣をされたわけですが、十一次隊には、私の理解では、宿営地の共同防御の任務も付与されていたということではありますが、このような事態になった場合に、法律的には、宿営地防御に参加するということが想定をされているのでしょうか。

○岩屋国務大臣 今御指摘の二〇一六年の第十一次隊の派遣に際しましては、同年七月の衝突事案後も南スーダンは厳しい状況にありましたので、みずからの力だけでは平和と安定を確保することができなかったために、国連が新たに地域保護部隊を創設するなど、取組を強化しておりました。

したがって、我が国としても、引き続き南スーダンの安定に貢献すべく、施設部隊の派遣を継続することが適当と判断したものでございますけれども、駆けつけ警護及び宿営地の共同防護の任務付与につきましては、法制が整備され、また、駆けつけ警護に必要な条件である南スーダン政府の受入れ同意の安定的維持が認められたところ、さらに、必要な教育訓練も完了した上で、邦人保護や自衛隊の部隊に対するリスク軽減のために必要であるというふうに判断をしたところでございます。

いずれにしても、派遣に当たりましては、十分な教育訓練を行った上で、現地の実情に応じた正確なリスク分析を行った上で、きめ細やかな準備と安全確保策を講じ、リスクを低減するという取組を行った上で派遣をしたところでございます。

○宮川（伸）分科員 もう少し、本当はここの、できるのかできないのか、こういう場面で宿営地防御ができるのかということはしっかり議論する必要があると思うんですが、ちょっと時間の関係で、次に移ります。

このような環境のもとに自衛官が、隊員がいたわけですが、もし過って住民を死亡させてしまった、こういった場合に、今、日本には軍法というものが無いわけですが、こういったルールによってそれは処理をされるのでしょうか。

○岡政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げさせていただきますけれども、自衛隊員が派遣先国で犯したとされる罪について我が国の刑罰法規が適用できるかどうかということになるかと思いますが、当該行為につきましては、国外犯処罰規定が設けられているかどうかということが論点になります。

仮に、海外派遣された自衛隊員が過って住民を死亡させた行為が過失罪に当たるといった場合においては、我が国の刑法では国外犯罪処罰規定が設けられておりませんので、刑事罰を科すことはできないということになるかと承知しております。

一方で、当該行為を行った自衛隊員に対しましては、行政罰としての懲戒処分により、厳正に対処することとなると思っております。

○宮川（伸）分科員 御承知のとおり、自衛隊が南スーダン、あるいはジブチもそうですが、地位協定を結んで今行っている。そして、自衛隊が何かあっても、その国の法律では裁かれないということでありま

すが、そういった中で、どういうふうに我が国がしっかりやるのかということをしかり示さなければ、私は、国際社会に対して説明ができないというように思います。

そして、そういった中で、過去の政府答弁では、厳しい教育訓練を行っていることから、現地で民間人を誤射、死亡させてしまうような事態は極めて想定しにくいというような趣旨の答弁が何度もされています。しかし、先ほどUNトンピンの状況を御説明しましたが、やはり、安保法制も変わって、宿営地防御、駆けつけ警護ということを付与されている状況の中では、今までのこの答弁、もう非常に厳しい状況になっている、状況が非常に変わってきているという中で、どういうときに自衛隊が派遣できるのか、これを本当に真剣に考えていかなければ、この負担が隊員の皆さんに乗ってしまうというように思います。

改めてお伺いをしますが、この二〇一六年七月の大規模衝突は、政府の方はもう中身は恐らくわかっていたと思いますが、そういった中で、こういう軍法を持っていない日本、日本国憲法を持っている日本が駆けつけ警護あるいは宿営地防御の任務を担った第十一次隊を派遣したことは、今、この時点になって、大臣としては適切だったというように思われますでしょうか、大臣。

○岩屋国務大臣 なかなか難しい御質問だと思いますが、先ほども説明をさせていただいたように、我が国においては、通常の裁判体系と切り離されたいわゆる軍法会議等の設置は、憲法七十六条第二項によって禁止されている特別裁判所に当たることから、現憲法下においてその設置は認められていないところでございます。したがって、違法行為を伴う隊員の規律違反については、自衛隊法に基づく懲戒処分を行うということにしているところでございまして、現段階においていわゆる軍刑法やいわゆる軍法会議が必要であるというふうには考えておりません。

私ども、派遣に際しては、現地リスク等を子細に分析した上で派遣を行ってきたところでありますし、これからもそうする所存でございます。隊員のリスクというものを最大限軽減する形で派遣を行うということもこれからも目指してまいりたいというふうに思っております。

○宮川（伸）分科員 私、この資料の二ページ目にこういう年表のようなものをつくってみました。

この二〇一六年のところからですが、三月に安保法制が施行されたわけですが、この年に、七月に大規模衝突、先ほど説明をした大規模衝突がありました。実は、大規模衝突があったのとほぼ同じときに参議院選挙があったわけですが、これを受けて七月の終わりに、ジャーナリストの布施さんが日報の開示を求めたわけです。この日報が隠されていたということであるわけですが、八月に、この大規模衝突があった一カ月ちょっとのときに、駆けつけ警護、宿営地の共同防御に関する自衛隊の訓練が始まっているんです。

少なくとも私は、この大規模衝突がどういうものであったのか、そのときはサラリーマンだったので、よく理解をしていませんでしたが、多くの国民が余りわからなかったと思います。そういった中で、一カ月で、大規模衝突、これだけの大規模衝突があった、そして法的には宿営地防御もできたかもしれないというような中で、訓練が八月に始まっていたということでもあります。

そして、先ほど大臣の方で十分なトレーニングを積んでという話でありましたが、訓練を始めて三カ月後に隊員は派遣をされているわけです。しかも、七月の大規模衝突であれだけのことがあった場所に三カ月の訓練で派遣をされたわけですが、大臣の方は、こういった大規模衝突があつて一カ月後に隊員の皆さんに訓練をさせて三カ月後に派遣をさせる、これが隊員にとって本当に正しい判断

だったというように思われますでしょうか。

○岩屋国務大臣 防衛省では、南スーダンに派遣される要員に対して、これまでも、事前に十分な教育訓練を実施して現地に派遣をしまいいりました。

御指摘の十一次隊でございますけれども、平成二十八年の十二月から二十九年の五月までの間、駆けつけ警護や宿営地の共同防護の新しい任務を付与されて現地で活動した要員たちに対しましても、派遣前の約二カ月間、関係法令や現地情勢などの座学教育のほかに、道路補修などの施設作業や新しい任務に関する実践的な訓練を適切に実施したというふうに承知をしております。

その訓練の成果を当時の、当時は稲田防衛大臣ですけれども、大臣のほかに、統幕長、陸幕長が部隊を視察して、新たな任務に対応可能なレベルに隊員のレベルが到達しているということを確認した上で派遣されておりました、当時の対応としては適切であったというふうに考えております。

○宮川（伸）分科員 やはり、今の日本国憲法、あるいは先ほどの軍法がない、そういったような状況でこういった形で大規模衝突の直後にやるというのは、私はいかがなものだったのかというように思います。

そういった中で、これは報道によるものなのですが、隊員の一人が先ほどの大規模衝突のときに遺書を書いていたというようなものを、私、ちょっと拝見をしました。その内容が、妻へ、後はよろしく頼みます、息子へ、お母さんを助けて、お父さんのかわりに家のことを守ってください、勉強頑張れ、お父さんよりというような紙を書いていた方がいらっしゃるというように聞いています。

今の日本国憲法のもとで、ここまで隊員を追い詰めるような、こういった任務を付与させるというのは適当ではないのではないかというように私は思いますが、大臣はいかが思われますでしょうか。

○岩屋国務大臣 全自衛隊員は、事に臨んでは危険を顧みずという宣誓をして任務についてもらっているわけでありまして、その隊員が残されたとか書かれた文書は、そういう覚悟、決意のあらわれではないかなというふうに思いますけれども。

何度も申し上げますように、隊員の派遣に当たりましては、現地のリスク、現地の情勢をしっかりと分析した上で、必要な訓練を行って、リスクを最大限低減させて派遣をし、また、隊員の安全に留意しながら部隊活動を行ってもらうように、今後ともしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○宮川（伸）分科員 私は、専守防衛、我が国の防衛のために日本国憲法は隊員に対して危険な任務も強いている部分はあるのではないかと思いますが、海外派遣に対して、どういう状況なのか。日本国憲法はそこまでのことを求めているとは私は思っていないと思います。

そういった中で、安保法制、私は解釈改憲だと思っておりますが、安保法制でやはり範囲を広げ過ぎた、日本国憲法が認めている分以上に広げ過ぎているのではないかなというような問題意識を私としてはお伝えをしたいなというように思います。

そういった中で、今、安倍首相が、本会議の中でもお話をされていますが、安倍改憲、憲法の第九条の第一項、第二項を残して、そして自衛隊を明記する案についてしばしば国会で答弁をされております。その安倍首相の答弁では、自衛隊の任務や権限に変更が生じることはないというふうに答弁をされていま

す。これは正確ではない、誤りだと私は思っています。

自衛隊員に直結する話なわけですが、防衛大臣として、この発言に対してはどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。

○岩屋国務大臣 総理は、総理として憲法改正について述べるのは適切ではないというふうにお断りになった上で、問いに答える形で、自由民主党総裁として憲法についての御意見を述べられたんだというふうに思いますが、私は、一閣僚の立場で、党を代表する立場でもありませんし、ましてや、防衛大臣は、主権者である国民によって定められた憲法、あるいはそれによって定まった憲法解釈によって自衛隊を運用する立場にございますので、防衛大臣の立場で、とりわけ九条の問題についてコメントすることは控えさせていただきたいというふうに思います。

○宮川（伸）分科員 一步踏み込んだお話をいただいたと思います。

私の考え方ですけれども、私は、今の安倍首相の案では、フルスペックの集団的自衛権が入ってくるというふうに思っています。今、安保法制に関しても私は反対ではあるけれども、新三要件がついているという中で、このままやれば、私は、自衛隊の任務、範囲は広がるというように理解をしているわけですが、やはり国会の中で首相がこのような答弁をされているというのは、誤ったメッセージが、あるいは隊員に対して不誠実なのではないかというように思います。そういった私の気持ちをお伝えをしたいというように思います。

ちょっと時間がなくなってきてしまったんですが、私、もう一つ、海外派遣について非常に重要な問題として、文民保護の考え方をどうするのかということをしっかり政府内で、国会の中でも議論する必要があると思っています。

安全確保業務が安保法制で任務として付与できるようになったわけではありますが、どのような状況だとこの安全確保業務が自衛隊に付与されるのか。これから自衛隊が海外派遣されるときには、この安全確保業務というのはつくというような認識でいいのかというところを教えてくださいませんか。

○岩屋国務大臣 安全確保業務は、防護を必要とする住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止及びその抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護などを行うものでございます。

この安全確保業務というのを付与して派遣するかどうかというのは、その都度判断をしていくということになるかというふうに思いますが、言うまでもないことですが、憲法や関連法令の枠内で行われることはもちろんのこと、現地状況をしっかりと見きわめて、我が国の国益に資する活動であるかどうか、要員の安全が確保できるか、停戦合意や受入れ同意を含む参加五原則が満たされているか等を十分に考慮した上で判断をしていくということになるわけでございます。

付与された場合は、当然、そういう任務に当たることもあり得るということだと思えます。

○宮川（伸）分科員 時間が来ましたので終わりにしますが、文民保護をどうするか、非常に重要な問題で、私は、南スーダンの自衛隊の撤退の時期も、やはりもう少し早い時期にあったんじゃないかと思いますが、また別の機会にぜひ議論させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○中山主査 これにて宮川伸君の質疑は終了いたしました。
次に、高橋千鶴子君。